

# iRecoveryシリーズ ソフトウェア保守サービス規約

## 第1条 (目的)

1. 本iRecoveryシリーズソフトウェア保守サービス規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社ワッセイ・ソフトウェア・テクノロジー(以下、ワッセイといいます)が提供するソフトウェア製品の保守サービスについて定めるものです。

## 第2条 (定義)

1. 「本ソフトウェア」とは、ワッセイが提供するiRecovery 又は iRecovery Plus (以下、本ソフトウェアといいます)をいいます。
2. 「お客様」とは、ワッセイ所定の手続に従い本ソフトウェアの保守サービスを申し込み、ワッセイによって保守サービスの利用を許諾された法人・団体または個人をいいます。
3. 「保守サービス」とは、第3条2項に定めるワッセイの行為をいいます。
4. デバイスとは、Apple社 iPadシリーズ iOS搭載機器をいいます。

## 第3条 (保守サービスの内容)

1. ワッセイが保守サービスを提供するにあたり、お客様は、本ソフトウェアをワッセイの定める環境条件下で使用するものとします。
2. ワッセイは、本規約に記載した保守サービス提供期間中、以下の保守サービスを提供します。
  - ① 改良および、改良版ソフトウェアを電子媒体で提供(バージョンアップを含む)します。
  - ② 改良、バージョンアップに伴うマニュアルの補修版を電子媒体で提供します。
  - ③ 改良版がリリースされた場合は、ホームページ等での告知を行います。
  - ④ 改良版のリリースは、Apple社や他社提供のソフトウェアの対応状況により、リリースが遅れる場合があります。
  - ⑤ 本保守サービスでは、現地への技術員の派遣は行いません。
  - ⑥ 電話、FAX、e-Mail等での技術相談を提供します。
  - ⑦ 改良版および、バージョンアップ版の適用による、デバイス上のデータやアプリケーションなどの誤動作、データの消失・破壊および、それらによって発生する損害については、その責を負わないものとします。
3. 本条2項の提供保守サービスにおいて、Apple社のソフトウェアまたはデバイスの仕様変更において、保守サービスの内容に制限が発生もしくは、保守サービスが提供できない場合があります。

## 第4条 (保守サービス料金)

1. お客様は、保守サービスの対価として、当社規定の料金を支払うものとします。
2. お客様は、保守サービスを更新する場合は、当社規定の料金を支払うものとします。
3. お客様が、支払われた保守料金は、いかなる場合も返却されないものとします。

## 第5条 (提供期間および時間)

1. 保守サービスの提供期間は、本規約書に記載した期間とします。
2. お客様が、保守サービス期間が終了後、再び保守サービスの提供を受けようとする場合は、以前の保守サービス終了日に遡って保守サービスを契約する必要があります。
3. 保守サービスの提供は、ワッセイの営業時間とします。

## 第6条 (賠償責任の限定)

1. ワッセイは、本契約に基づく保守サービスの提供に際して、ワッセイの過失によりお客様が被った直接損害に関する賠償責任を負担いたします。ただし、この場合においても、ワッセイの責任は、お客様が本ソフトウェアの対価を支払った購入金額を超えるものではありません。
2. ワッセイは、前項に規定されている責任を負担する以外、一切の責任を負担いたしません。ここで否認される責任には、あらゆる種類の間接、付随、特別又は結果的損害(得べかりし利益の損失を含みますが、これに限定されるものではありません)を含みます。
3. 本条1項及び2項に規定された責任の限定及び否認は、ワッセイがお客様よりその損害発生の可能性について通知を受けていたか否かを問うものではありません。

## 第7条 (機密の保持)

1. ワッセイは、本保守サービスより知り得たお客様の業務上の情報、秘密を第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、公知の情報、第三者から知り得た情報、独自に開発した情報、及び既存の情報はこの限りではないものとします。

## 第8条 (契約の解除)

1. お客様ならびにワッセイは、以下の場合に本契約を直ちに解除することができるものとします。
  - ① お客様が、本ソフトウェアの保守の終了を希望し、その旨文書によりワッセイに対し通知したとき。
  - ② お客様またはワッセイが、差押・仮差押・仮処分もしくは競売の申し立てを受けたとき。
  - ③ お客様またはワッセイに、破産・会社整理・民事再生または会社更生手続があったとき。
  - ④ お客様またはワッセイが、租税公課を滞納し滞納処分を受けたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ⑤ お客様またはワッセイが、本保守サービスを維持することが困難と認められる事情が生じたとき。

## 第10条 (協議)

1. 本規約に定めなき事項又は本保守サービス上疑義が生じた場合は、ワッセイ、お客様は誠意をもって協議し円満に解決を図るものとします。

## 第11条 (その他)

1. お客様は、保守対象となるデバイスの所有者で有る無しにかかわらず、本保守サービスを締結する権限を与えられていることを確認するものとします。
2. 本保守サービス規約で本ソフトウェアの使用許諾の条項と重複する条項は、使用許諾の条項が優先します。

Rev2.0:2018年4月1日改定